四日市市上下水道局管理規程第２号

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和２年２月４日

四日市市上下水道事業管理者　山本　勝久

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市下水道事業会計規程（平成１７年四日市市上下水道局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（下水道事業現金取扱員の設置） 第４条　局に下水道事業現金取扱員（以下「現金取扱員」という。）を置く。 ２　現金取扱員は管理者の指定した者をもって任命されたものとみなし、局の下水道事業の業務に係る金銭の収納に関する事務をつかさどる。 ３　現金取扱員一人が一日に取り扱うことのできる現金の限度額は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　下水道使用料　１００万円 (2)　その他の収納金　１００万円 ４及び５　（略） （善管注意義務） 第５条　企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。 （領収書の交付） 第２１条　主管の長、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収	（下水道事業現金出納員の設置） 第４条　局に下水道事業現金出納員（以下「現金出納員」という。）を置く。 ２　現金出納員は管理者の指定した者をもって任命されたものとみなし、局の下水道事業の業務に係る金銭の収納に関する事務をつかさどる。 ３　現金出納員一人が一日に取り扱うことのできる現金の限度額は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　下水道使用料　１００万円 (2)　その他の収納金　１００万円 ４及び５　（略） （善管注意義務） 第５条　企業出納員及び現金出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。 （領収書の交付） 第２１条　主管の長、現金出納員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収

入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定代理納付者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。	入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定代理納付者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。
（収納金の取扱い）	（収納金の取扱い）
第２２条　主管の長及び現金取扱員は、収納した収入を収納した日のうちに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には翌日に預け入れることができる。	第２２条　主管の長及び現金出納員は、収納した収入を収納した日のうちに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には翌日に預け入れることができる。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（証券による収納等）	（証券による収納等）
第２６条　（略）	第２６条　（略）
２　管理者、主管の長、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、前項第１号に規定する小切手であってもその支払が確実でないと認めた場合にはその受領を拒絶しなければならない。	２　管理者、主管の長、現金出納員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、前項第１号に規定する小切手であってもその支払が確実でないと認めた場合にはその受領を拒絶しなければならない。
３　管理者、主管の長、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、第１項に規定する証券をもって受益者負担金等を収納した場合は、収納済通知書に証券による収納の旨を表示しなければならない。	３　管理者、主管の長、現金出納員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、第１項に規定する証券をもって受益者負担金等を収納した場合は、収納済通知書に証券による収納の旨を表示しなければならない。
（計理状況の報告）	（経理状況の報告）
第７９条　経営企画課長は、毎月末をもって月次試算表及び資金予定表を作成しなければならない。	第７９条　経営企画課長は、毎月末をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。
この場合において、管理者は、当該月	

次試算表及び資金予定表を翌月２０日までに市長に提出するものとする。	この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月２０日までに市長に提出するものとする。

改正後

別表第１（第４条関係）

所属名	現金取扱員となるべきもの
上下水道局お客様センター	上下水道局お客様センター所長
各地区市民センター	各地区市民センター館長
市民窓口サービスセンター	市民窓口サービスセンター所長

備考　現金取扱員の欄に掲げる職が上下水道局の職でないときは、当該職員は、当該職にある間、上下水道局職員に併任されるものとする。

別表第２（第１７条関係）

勘定科目表

（収益勘定）

款	項	目	節	説明
下水道事業収益				
	（略）	（略）	（略）	（略）
	営業外収益			（略）
		（略）		
			（略）	（略）
		長期前受金戻入		規則第２１条第２項又は第３項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
			長期前受金戻入	
		貸倒引当金戻		前期の貸倒引当金の

		入額		戻し入れによって発生する利益
			貸倒引当金戻入額	
		雑収益		上記以外の営業外収益
			有価証券売却収益	
			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

（費用勘定）

款	項	目	節	説明
下水道事業費用				（略）
	営業費用			（略）
		管渠費		（略）
			（略）	（略）
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	臨時または非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			（略）	（略）
		ポンプ場費		（略）
			（略）	（略）
			賞与引当金繰入額	
			報酬	
			（略）	
		処理場費		（略）
			（略）	

			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			（略）	
		都市下水路費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			（略）	
		業務費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			（略）	（略）
		総係費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			（略）	（略）
		普及促進費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			（略）	
		受託費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	

			報酬	
			法定福利費	
			旅費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			動力費	
			薬品費	
			材料費	
			工事請負費	
		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

（資産勘定）から（資本勘定）まで　（略）

（整理勘定）

款	項	目	節	説明
工事勘定				（略）
	建設改良費			
		（略）		
			（略）	
		受益者負担金賦課徴収業務	（略）	
			賞与引当金繰入額	
			報酬	

			（略）	
		（略）		
			（略）	
		公共下水道建設事務費	（略） 賞与引当金繰入額 報酬 （略）	
		特定環境保全公共下水道建設事務費	（略） 賞与引当金繰入額 報酬 （略）	
		都市下水路建設事務費	（略） 賞与引当金繰入額 報酬 （略）	
	（略）	（略）	（略）	

改正前

別表第１（第４条関係）

所属名	現金出納員となるべきもの
上下水道局お客様センター	上下水道局お客様センター所長
各地区市民センター	各地区市民センター館長
市民窓口サービスセンター	市民窓口サービスセンター所長

別表第２（第１７条関係）

勘定科目表

（収益勘定）

款	項	目	節	説明
下水道事業				
収益	（略）	（略）	（略）	（略）
	営業外収益			（略）
		（略）		
			（略）	（略）
		長期前受金戻入		規則第２１条第２項又は第３項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
			長期前受金戻入	
		雑収益		上記以外の営業外収益
			有価証券売却収益	
			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

（費用勘定）

款	項	目	節	説明
下水道事業費用				（略）
	営業費用			（略）
		管渠費		（略）
			（略）	（略）
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額

			賃金	臨時職員及び人夫の賃金
			報酬	臨時または非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			（略）	（略）
		ポンプ場費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		処理場費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		都市下水路費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		業務費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	

			報酬	
			（略）	（略）
		総係費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	（略）
		普及促進費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		受託費		（略）
			（略）	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			法定福利費	
			委託料	
			工事請負費	
		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

（資産勘定）から（資本勘定）まで　（略）

（整理勘定）

款	項	目	節	説明

工事勘定				（略）
	建設改良費			
		（略）		
			（略）	
		受益者負担金		
		賦課徴収業務	（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		（略）		
			（略）	
		公共下水道建		
		設事務費	（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		特定環境保全		
		公共下水道建	（略）	
		設事務費	賞与引当金繰	
			入額	
			賃金	
			報酬	
			（略）	
		都市下水路建		
		設事務費	（略）	
			賞与引当金繰	
			入額	
			賃金	

	（略）	（略）	報酬 （略） （略）	

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（上下水道局管理部経営企画課）